動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話（鉄電）千葉 2935・2939番
（公）043（222）7207番
97.8.6 No. 4636

労働法制改悪に反対する7・31労働者集会開催

第二の「労闘」めざし、闘いぬこう

七月三一日、一八時三〇分より、東京・八丁堀の労働スクエアー東京において、動労千葉の呼び掛けによる「労基法―労働法制改悪に反対する七・三一労働者集会」が開催され、動労千葉組合員をはじめ会場を埋め尽くす労働者が首都圏から駆け付け、中野委員長の基調報告で第二の「労闘」を目指して闘いぬくことなどが提起された。

今号では、学習院大学法学部・宮島尚史教授の講演「労働法制改悪と新ガイドライン」の要旨を掲載し、労働法制改悪反対に向けた討議資料とします。（文責は編集委員会）

まず、権利を実現する場について一言触れます。権利を実現する場としてひとつには立法＝国会、第二番目は行政、第三番目は、司法＝すなわち裁判です。第四番目、これが一番重要だと思いますが、それは、職場における労使関係の権利の確立です。それは、黙っていて確立するはずがないので、職場の仲間の団結による運動が必要であり、その運動によって権利がかちとられたり、維持されたり、そして、権利侵害と闘うことができるわけです。

『「規制緩和」とは 有事体制に直結』

1980年から「規制緩和」という言葉が登場します。規制緩和とう言葉は、最初は日米間の貿易摩擦の絡みで出てきた言葉でした。70年代に存在していた「合理化」「生産性向上」というように変えて規制緩和というような言葉に置き換えて、労働者に新しいイメージを植え付けようとする狙いがあったわけです。結局今日の規制緩和というのは、資本の利潤増大に向けて労働時間を延長させ、一人一人の労働者を酷使するというものに他ならないのです。

規制緩和では、規制が「緩和」される方向と「強化」される方向があります。

規制緩和の方向は、一人一人の労働者に対して派遣労働者化したりパート労働者化したり、あるいは契約年限の有期化、労働時間の弾力化というような内容になります。これは、有事立法や有事の際の治安対策と結びつくことになります。それというのは、規制緩和して弾力化しておかないと、有事の際に融通がきかなくなるからです。有事の際に「8時間労働ですから、時間が来たから帰ります」というのでは職場の体制は間に合いません。結局、規制緩和・弾力化というのは、有事・治安対策につながっているということを見て取る必要があります。例を上げれば、今年1月から国家公務員の「ボランテイア休暇」が制度化され、年5日ボランテイアで休暇が取れます。しかし、政府の狙いは、ボランテイア休暇が存在する場合と存在しない場合を考えてみると、ボランテイア休暇を政府の許可のもとに取らせた方が、有事の際に公務員を使いやすいという狙いがにじみ出ているように思います。

次ぎに「規制強化」の方向ですが、こちらの方が有事・治安対策につながるというふうに理解しやすいと思います。規制強化となると、集団に対する規制、労働者の団結に対する規制を強化し、その延長として団結を麻痺させ、団結に介入するかたちで労使協調的なものをつくりあげるのも規制強化の一種だと思います。

一人一人の労働者に関する雇用機会均等法や労働基準法、労働安全衛生法などの規制を「緩和」させることと、今の規制「強化」を車の両輪のようにしながら、やがては有事治安対策につなげていこうという大きな狙いが政府の側にあるのではいかと思います。

『労基法改悪は 団結破壊の攻撃』

次ぎに、労基法が改悪されて女性の権利に関する規定が緩和されましたが、これは女性だけのテーマではありません。労働基準法を下げますと、団結にヒビが入るとうことにもなります。正社員だけで組織している職場の中で、未組織で下請け的な仕事をして、基準法が下がったら下がった基準法の立場に置かれている労働者が正社員の周辺を取り巻いてしまいますと、正社員組合としても何となく足を引っ張られるようでやりにくくなり、やがて分裂・分断化というところまで進んでくると、それはかなり深刻な課題になると思います。従って、一人一人の最低基準である基準法や労働安全衛生法などを下げることが、実は団結を脅かすことになるのだという認識が必要ではなかろうかと思います。

一人一人の労働者にとっては無権利化が進み、労災・職業病が激増し、そして失業の危機にさらされ、それはやがて団結が脅かされ、未組織の人が無権利になる、それがやがて治安立法体制の方に手を差し伸べられて誘導されていくということに、大きな筋書きができているように思われます。

『職場・地域から 反撃に起ち上がろう』

新ガイドラインですが、有事の際に日本が協力するということで、新聞などを見て皆さんも大変だということはお気づきだと思います。

新ガイドラインでは、有事と称する場合には後方活動として必要があれば、第二次世界大戦末期の「徴用」というものをもっと組織的にできるようしたものが含まれているので、労働者の権利ということにストレートに関わってきます。

もう一つは、治安立法として組織的犯罪対策法骨子が発表され、9月の臨時国会に出されるそうです。これは、労働者の生活や団結活動に対して大変危険な法律です。盗聴も認められようとしています。表向きは「暴力団」とか治安を脅かすような「宗教活動」に狙いをつけていると政府は弁明するわけですが、狙いは政府の動きに抵抗するような労働者大衆の団体を取り締まるという法律です。

結局は、規制緩和で労働者の権利を下げ、それと併せて片方の手で団結に対する方を強化する、それと同時に有事と称する場合には強制労働にも駆り立てることのできる、この三本柱を今の政府が頭に描いているのではないでしょうか。

そうなれば労働者の側としては、職場における団結、連帯、連携、産業別、地域別なりの連携をもってそれに対抗し、実際に体であらわして運動を形成していくことこそが非常に重要なことではないかと思います。